

利用料金（負担金）一覧表

利用者負担1割 第4段階 基準費用額

要介護度	基本サービス	日常生活継続支援加算	夜勤職員配置加算	個別機能訓練加算	看護体制加算Ⅰ	看護体制加算Ⅱ	新処遇改善加算Ⅰ(×14.0%)	感染対策向上加算Ⅰ(一月)	口腔衛生管理加算(一月)	加	居住費	食費	日用品費	1日の利用料金	30日の利用料金
1	670	46	18	12	4	8	106	10	90	加	2,066	1,445	150	4,525	135,850
2	740						116							4,605	138,250
3	815						126							4,690	140,800
4	886						136							4,771	143,230
5	955						146							4,850	145,600

※新処遇改善加算Ⅰ(×14.0%)は、各種加算の算定状況により変動する場合があります。

負担限度額認定証をお持ちの方は、各段階に応じて居住費・食費が減額になります。

所得区分	第4段階	第3段階②	第3段階①	第2段階	第1段階
居住費	2,066	1,370	1,370	880	880
食費	1,445	1,360	650	390	300

【負担限度額認定証を発行した場合の利用料金】

所得区分	第3段階②		第3段階①		第2段階		第1段階	
	1日の利用料金	30日の利用料金	1日の利用料金	30日の利用料金	1日の利用料金	30日の利用料金	1日の利用料金	30日の利用料金
要介護1	3,744	112,420	3,034	91,120	2,284	68,620	2,194	65,920
要介護2	3,824	114,820	3,114	93,520	2,364	71,020	2,274	68,320
要介護3	3,909	117,370	3,199	96,070	2,449	73,570	2,359	70,870
要介護4	3,990	119,800	3,280	98,500	2,530	76,000	2,440	73,300
要介護5	4,069	122,170	3,359	100,870	2,609	78,370	2,519	75,670

2割負担者、3割負担者の方

利用者負担2割 第4段階 基準費用額

要介護度	基本サービス	日常生活継続支援加算	夜勤職員配置加算	個別機能訓練加算	看護体制加算Ⅰ	看護体制加算Ⅱ	新処遇改善加算Ⅰ(×14.0%)	感染対策向上加算Ⅰ(一月)	口腔衛生管理加算(一月)	加	居住費	食費	日用品費	1日の利用料金
1	1,340	92	36	24	8	16	212	10	90	加	2,066	1,445	150	5,389
2	1,480						232							5,549
3	1,630						252							5,719
4	1,772						272							5,881
5	1,910						292							6,039

利用者負担3割 第4段階 基準費用額

要介護度	基本サービス	日常生活継続支援加算	夜勤職員配置加算	個別機能訓練加算	看護体制加算Ⅰ	看護体制加算Ⅱ	新処遇改善加算Ⅰ(×14.0%)	感染対策向上加算Ⅰ(一月)	口腔衛生管理加算(一月)	加	居住費	食費	日用品費	1日の利用料金
1	2,010	138	54	36	12	24	294	10	90	加	2,066	1,445	150	6,229
2	2,220						323							6,468
3	2,445						355							6,725
4	2,658						384							6,967
5	2,865						413							7,203

◎施設サービス（介護福祉施設サービス費・ユニット型）

①サービス費用（法定介護報酬）の1割、2割、3割

②基本加算（日常生活継続支援加算、夜勤職員配置加算、個別機能訓練加算、看護体制加算Ⅰ・Ⅱ）、高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ、新処遇改善加算Ⅰ(×14.0%)

③居住費の負担額、第4段階(2,066円)、第3段階②(1,370円)、第3段階①(1,370円)、第2段階(880円)、第1段階(880円) ※8月改正

④食費の負担額、第4段階・1,445円、第3段階②・1,360円、第3段階①・650円、第2段階・390円、第1段階・300円

※食費の内訳、(朝食352円、昼食508円、夕食585円) 第4段階を基準

★居住費、食費につきましては、負担軽減措置として、年金収入等所得の基準に応じた『負担限度額認定』が設けられます。

⑤日用品費150円（保険外負担：施設で用意する日用品（シャンプー、タオル類、ボディソープ、口腔ケア用品、トイレットペーパー等）をご使用される場合の費用となります。

◎その他の加算について（個別加算）

・初期加算：各段階とも入所してから30日間は1日当たり30円の加算となります。（2割：60円）（3割：90円）

・安全対策体制加算：新規入居者の初回月のみ、20単位(20円)を加算します。

・口腔衛生管理加算：口腔衛生管理指導を行った（月2回）入居者に、1月に90単位(90円)を加算します。

・外泊時費用加算：外泊及び、入院された際は1月に6日を限度として1日につき1割負担の246円が加算されます。（2割：492円）（3割：738円）

※上記6日間を超えての入院期間中においては、個々の負担限度額に定める居住費（以下「居住費」という。）は、負担願います。

・看取り介護加算：利用者ご家族への説明と同意、主治医、施設長、看護介護職員、介護支援専門員、生活相談員、他多職種により随時話合いすることにより算定いたします。

①死亡前31日～45日：72円 ②死亡前4日～30日：144円

③死亡前2日～3日：680円 ④死亡当日：1,280円

◎特別室について

・当施設には特別室が2室あります。特別室に入居されるご利用者様には1か月当たり特別室料として、1日100円をご負担いただきます。

◎高額サービス費（払い戻し）の制度 ※令和3年8月、介護保険制度の見直しにより基準が改正されています。

・1か月に受けた在宅サービスまたは施設サービスの利用者負担の合計（同じ世帯に複数の利用者がある場合は世帯合計額）が、利用者負担の上限(世帯等の所得区分毎に上限額が決まっています)を超えた場合、申請により超えた分が高額介護サービス費として支給されます。

※『負担限度額認定』並びに高額サービス費（払い戻し）の制度についての詳細は、保険課（国保後期年金班・介護保険班）（芦辺庁舎）にお尋ね下さい。



特別養護老人ホーム ハッピーヒルズ(幸せの丘)
長崎県杵岐市芦辺町箱崎大左右触2272番地2
電話：0920-48-4020 FAX：0920-48-4021